

2018 年度 草の根技術協力事業（草の根協力支援型）の募集要項に関し質問があったものに関して、以下回答いたします。

質問 1

支援型の場合、設備機材費は対象外ですが、200 万以下であれば海外活動費の中で建物の修繕・修理費として支出することはできますか？

該当資料 経理処理ガイドライン

該当ページ (P13 と 23)

該当項目 設備機材費と海外活動費（修繕・修理費）

回答 1

草の根技術協力事業では人を介した「技術協力」を重視しており、その中でも金額規模の小さい支援型では特に技術を伝えることに注力していきたいと考えています。このため、金額の多寡に関わらず、設備・機材費としての計上はできない整理としています。

また、「建物の修繕・修理費」として、海外活動諸費で計上可能かどうかについては、ご提案いただく事業内容と経費積み上げの内訳を確認させていただいたうえでの判断が必要となります。従いまして、応募前の国内機関でのコンサルテーションでご相談いただけますと幸いです。

質問 2

相手国実施機関（カウンターパート）というのはどのような定義になるのが一般的ですか？

カウンターパートは現地法人と政府機関の 2 つでもよいのでしょうか？

回答 2

【相手国実施機関（カウンターパート「C/P」）とは】

草の根技術協力事業における相手国実施機関（カウンターパート）とは、提案団体とともに対象地域の受益者の生活向上に資する支援・活動を実施している、共同事業者としての役割が期待されている機関を指します。提案団体と協働で案件進捗管理・評価を行います。共同事業者としての役割を果たしつつ、プロジェクト活動を通じ、相手国実施機関自身の能力が向上されることも期待されています。

事業内容によっては、カウンターパートが2つの場合もありえるかと思いません。詳しくは国内拠点の担当者へ相談ください。プロジェクト内容を整理し、カウンターパートを誰にするのが一番効果的なのかといったことも相談をすることができます。

質問3

質問3 国内出張経費の日当が850円となっておりますが、これは正しいですか？8,500円の間違いではないでしょうか？

該当資料 経理処理ガイドライン

該当ページ (P27)

該当項目 国内出張経費

回答3

850円が正しいです。

日当は、現地業務期間中（経由地を含む。以下同じ。）の昼食代及び少額交通費といった諸雑費に充てられるための経費としています。（経理処理ガイドライン P27 を併せてご確認ください。）

質問4

普段、海外に駐在しております。本事業の報告会等の業務もしくは本邦研修に同行して日本で業務を行う場合、海外活動費の旅費（その他）の日当・宿泊料・内国旅費の費目に計上すれば良いですか。

回答 4

海外に駐在されている場合は、経理処理ガイドライン P19の f) にあるとおり、海外居住の業務従事者が本邦で業務を行う場合、海外活動費の旅費の上限単価で日当・宿泊料を計上することができます。（ただし、研修予定地で滞在できる場所がある場合を除く）

質問 5

学校法人で応募を考えていますが、様式Ⅳの⑨会員数は「学生数」を記載し、提案団体の収支は「学費」を記入すればよいでしょうか。

該当資料 様式Ⅳ

該当箇所「⑨会員数」「⑩提案団体の収支」

回答 5

学校法人として応募される場合は、基本的に、⑨会員数に記入いただく必要はありません。

⑩提案団体の収支については、組織としての収支状況を確認させていただくことが目的であり、「学費」を記入いただく必要はありません。

詳しくは国内拠点でのコンサルテーションにて、説明させていただきますのでご相談ください。

以上